

**外為法法令遵守立入検査の結果について
(安全保障貿易管理関係)
(2023年度)**

2024年12月

**経済産業省 貿易経済安全保障局
安全保障貿易検査官室**

法令遵守立入検査について

- 2005年6月、外為法の包括許可の申請に際し輸出管理内部規程（CP）の整備とその確実な実施が要件化（注）されたことに伴い、輸出者等における適切な輸出管理の実行を確保するため、外為法第68条の規定に基づき「法令遵守立入検査」を実施。
- 法令遵守立入検査の対象範囲は、法令違反の有無にかかわらず、包括許可保有者等、CP届出企業を中心とする全ての輸出者等。必要に応じ、その関係者にも検査を実施。
- 法令遵守立入検査では、外為法第55条の8の規定に基づき予め提出された「輸出者等概要・自己管理チェックリスト（CL）」の項目に沿って、輸出者等における内部規程の整備状況や実際の取組状況等に関し、適宜関係書類等を確認しつつ聴取。
- 立入検査の結果は、①指摘なし、②対応依頼、③重大な指摘、のいずれかをもって通知。また、その他、口頭によるアドバイスもあり。
 - ※「②対応依頼」は、CP等に基づき運用されているものの内容が不十分と判断された項目等に対して、
 - 「③重大な指摘」は、法令違反や虚偽記載の事実、CP等に基づく運用が全くなされていないと判断された項目等に対して、それぞれ改善の方向性の指示を含め指摘し、迅速な是正を促すもの。
 - ※もし②又は③の通知を受けた輸出者等が所要の措置を講じない場合、以降のCL届出が不受理となる可能性あり。
- 2023年度は、前年度に引き続き、通常立入検査に加えて、web会議ツールを活用したリモートによる検査も実施。

※本資料における「立入検査」はリモートによる検査も含む。

(注)特別一般包括許可、特定包括許可、特別返品等包括許可及び特定子会社包括許可のそれぞれの申請に当たっては必須の要件。他方、一般包括許可の申請に当たっては選択要件。(包括許可取扱要領(平成17・02・23貿局第1号 貿易経済協力局長通達))

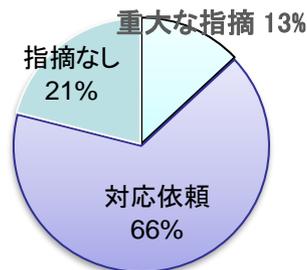
2023年度法令遵守立入検査結果概要

- 2023年度は法令遵守立入検査を100件(注1)実施(うち、CP届出企業87件)。
- このうち、中小企業に対する立入検査は41件(うち、CP届出企業31件)で、全体の約41%。なお、別途、事後審査に係る立入検査を2件実施(いずれもCP届出なし)。
- 法令遵守立入検査の結果、「重大な指摘」又は「対応依頼」の内容の書面を発出した企業は全体の79%。中小企業(注2)のみに着目すると90%となった。

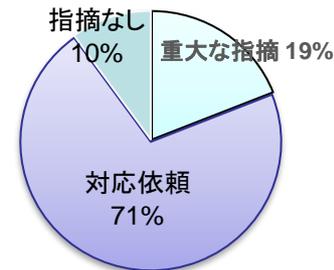
法令遵守立入検査の結果

	指摘なし	対応依頼	重大な指摘	合計
全体	21件	66件	13件	100件
(うち中小企業)	4件	29件	8件	41件

全体



うち中小企業



注1: 1件(1社)の立入検査で、複数項目にわたって指摘を行った場合があるため、次ページ以降の個別検査項目毎の指摘状況の集計数値とは一致しない。また、1件で「重大な指摘」と「対応依頼」の両方の指摘項目がある場合については、本表では「重大な指摘」として計上。

注2: 本資料において「中小企業」とは従業員数300人以下の企業をいう。

(参考)	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
CP届出企業数	1,430	1,414	1,399	1,391	1,200	1,200
立入検査の件数※	107	117	53	99	61	102

※: 事後審査に係る立入検査を含む

2023年度法令遵守立入検査における指摘状況(全体)

- 「重大な指摘」及び「対応依頼」では取引審査、監査に関する項目が、また、「アドバイス」では取引審査、輸出管理体制、監査、教育に関する項目の指摘が多かった。

検査項目	指摘状況			計
	重大な指摘	対応依頼	アドバイス	
輸出管理体制	9件	16件	27件	52件
取引審査 (うち、該非判定)	18件 (7件)	89件 (19件)	41件 (4件)	148件 (30件)
出荷管理	2件	17件	9件	28件
監査	4件	30件	26件	60件
教育	3件	8件	21件	32件
資料管理	1件	5件	5件	11件
子会社・関連会社指導	1件	5件	1件	7件
違反報告・再発防止	0件	1件	1件	2件
特定類型取引	2件	10件	4件	16件
包括許可	1件	10件	3件	14件
合計	41件	191件	138件	370件

注:2023年度に実施した100件の立入検査の結果を集計。立入検査1件(1社)当たり複数項目の指摘を行った場合があるため、「立入検査の件数」と「検査項目毎の指摘状況の件数の合計値」は一致しない。

2023年度法令遵守立入検査における指摘状況(うち中小企業)

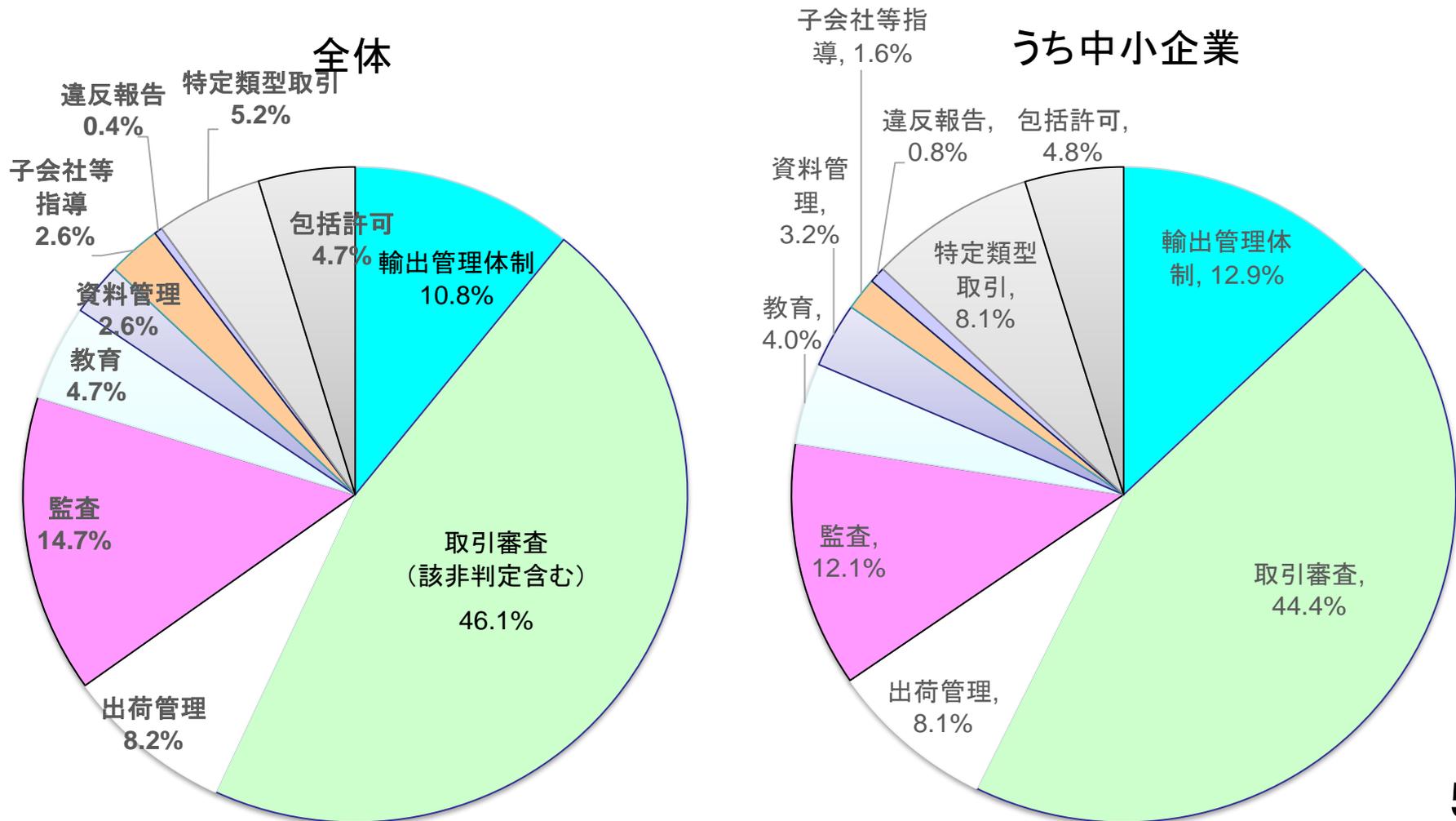
- 「重大な指摘」及び「対応依頼」では取引審査に関する項目が突出する一方、「アドバイス」では輸出管理体制、取引審査、監査、教育に関する項目の指摘が多かった。

検査項目	指摘状況			計
	重大な指摘	対応依頼	アドバイス	
輸出管理体制	5件	11件	18件	34件
取引審査 (うち、該非判定)	10件 (3件)	45件 (15件)	17件 (3件)	72件 (21件)
出荷管理	0件	10件	2件	12件
監査	2件	13件	14件	29件
教育	0件	5件	13件	18件
資料管理	1件	3件	1件	5件
子会社・関連会社指導	0件	2件	0件	2件
違反報告・再発防止	0件	1件	1件	2件
特定類型取引	2件	8件	3件	13件
包括許可	0件	6件	0件	6件
合計	20件	104件	69件	193件

注:2023年度に実施した41件の立入検査(中小企業を対象)の結果を集計。前ページの内数。立入検査1件(1社)当たり複数項目の指摘を行った場合があるため、「立入検査の件数」と「検査項目毎の指摘状況の件数の合計値」は一致しない。

重大な指摘・対応依頼における指摘状況

- スライド3, スライド4の表から「重大な指摘」と「対応依頼」の項目を抽出してグラフ化。
- 全体及び中小企業いずれの場合も、「取引審査」、「輸出管理体制」という、輸出管理の的確な運用の根幹に係る項目に対して指摘を行った割合が大きい。



法令遵守立入検査における指摘内容(総括)

指摘項目	主な指摘内容
取引審査 (CP通達別紙1 II-2関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・輸出管理部門による用途・需要者等確認(二次チェック)は、チェックリストの結果確認だけでなく、判断根拠となった資料の確認も行うこと。 ・最終判断権者の権限を他の者に委任する場合、CPもしくは下位細則等に委任する内容を明確に規定すること。 ・技術の提供についても用途・需要者等の確認を行い、判断の根拠となる資料等証跡も残すこと。
該非判定 (CP通達別紙1 II-2(2)関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーから入手した該非判定書を鵜呑みにせず、自社においても確認を行うこと。 ・貨物及びプログラムの該非判定に際しては、対象となる複数の項番、貨物等省令番号の規制を漏れなく判定すること。 ・法令改正時に該非リストを確認の上、必要に応じて更新し、それぞれの履歴を残すこと。 ・該非判定に関して、判定結果を予め記入した様式を用いることは、該非判定の形骸化を招きかねない不適切な運用であり改めること。
出荷管理 (CP通達別紙1 II-3関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・出荷時の確認方法について、規程類(CP及び細則)と実務に齟齬が生じている。齟齬が生じないよう調整の上、出荷管理を行うこと。 ・出荷管理において、取引審査の承認番号の確認のみで終了するのではなく、出荷される貨物と出荷書類との記載内容の同一性確認等を行うこと。
その他 (CP通達別紙1 II-4関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・監査は、輸出管理部門を含め、輸出関連業務を行っている部門全てに対して実施すること。
(CP通達別紙1 II-5関係)	<ul style="list-style-type: none"> ・教育は、輸出関連業務を行っている役員及び従業員に対して、毎年、規程に定められた内容で実施すること。
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・包括許可を適用する輸出取引のインボイスには、通達にしたがいリスト規制該当の項番と省令番号を記入すること。

(参考)

法令遵守立入検査における指摘事項の具体例

事例	指摘事項
【取引審査関連】（CP通達別紙1 II-2関係）	
★継続取引（同一の貨物・用途・需要者等）においては、年一回見直しを行うことで取引審査を省略しているが、包括許可証使用時も取引審査を省略していた。	• 継続取引時においても包括許可使用時は、輸出の都度、特例の確認も含め、包括許可証の適用可否判断及び取引審査を行うこと。
★輸出先がグループ会社の場合は、用途・需要者等確認が行われていなかった。	• 輸出先がグループ会社の場合であっても、用途・需要者等の確認を怠らないこと。
★CPでは、取引の最終判断権者は輸出管理責任者とされているが、一部のリスト規制貨物等については輸出管理部門で承認していた。	• 取引の最終判断権限を委任する場合は、委任先及び委任範囲を明確にし、規程類にその旨定めること。
【該非判定関連】（CP通達別紙1 II-2(2)関係）	
★他社からの購入品の該非判定において、該非判定書を入手していたが、該非根拠を確認しておらず、判定書の再利用の際に定期的な見直しを行っていなかった。	• 他社からの購入品の該非判定においては、該非根拠を入手して自社においても確認するとともに、仕様変更の有無やリスト規制改正の反映有無等の定期的な見直しを実施すること。
★不具合返品等の際に、該非判定が行われていなかった。	• 不具合返品等の場合であっても、該非判定を行うこと。
★該非判定は、該非リストを作成して利用しており、法令改正時においては各事業部門で該非リストを見直すこととされているが、実際に見直しを行ったか否かが確認されていなかった。	• リスト規制改正時の見直しの際は、各事業部門からの確認報告を受け、見直しを行った結果を該非リストに記録すること。
★役務は貨物と同時に該非判定書を作成しているが、判定した技術、該当項番・省令の根拠が不明確であった。	• 該非判定については、輸出を行う貨物、提供を行う技術を明確にし、該当項番・省令を確認した上で、判定を行うこと。

(参考)

法令遵守立入検査における指摘事項の具体例

事例	指摘事項
【出荷管理】（CP通達別紙1 II-3関係）	
★貨物の輸出について、出荷確認が適切に実施されていない事案があった。	• 出荷される貨物の確認に漏れがないよう、運送業者や通関業者への連絡体制も含め手順を見直し、運用すること。
【その他】（CP通達別紙1 II-4関係[監査]、II-5関係[教育]、その他）	
★輸出管理は、担当や最高責任者を含めた関係者が、案件に応じて都度対応しており、組織として業務分担や責任範囲が明確になっていなかった。	• 輸出管理について、実態に沿った適切な業務分担や責任範囲を社内規定に明確に定め、手順フローについても全社的に周知すること。
★監査の対象期間に漏れがあるとともに、輸出管理部門への監査が行われていなかった。	• 輸出管理部門を含む全ての輸出等に関する部門に対し、対象期間にも漏れがないよう定期的に監査を行うこと。また、監査の結果は最高責任者へ報告すること。
★役員に対する教育が行われていない。また、海外子会社に対する指導、教育も実施されていない。	• 役員や海外子会社に対しても、最新の外為法及び外為法に基づく命令の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うとともに、教育を計画的に行うこと。
★少額特例が適用可能な範囲を誤って運用していた。	• 最新の法令に基づいて、取引審査において、特例の適用可否判断を行うこと。

(参考)

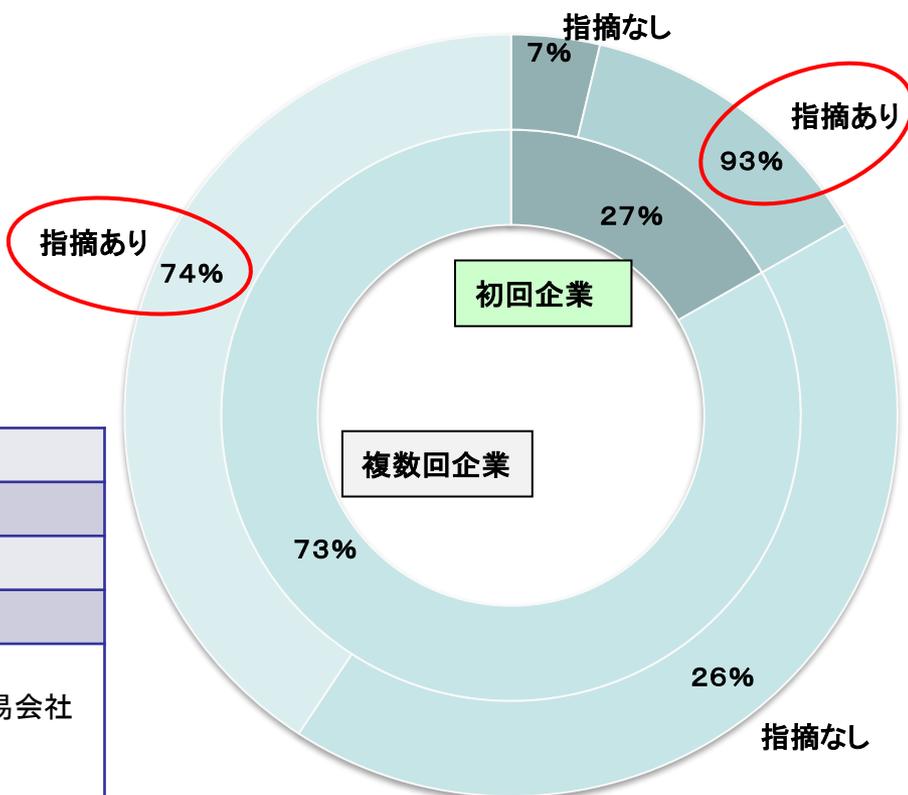
2023年度法令遵守立入検査結果

- 2023年度における立入検査の回数(初回企業と複数企業)と指摘の有無の関係をグラフ化。
- 2022年度と2023年度における指摘区分の推移を表に整理。
- 立入検査を過去に経験した企業は、初回の企業と比較し指摘を受ける比率が93%から74%に低下。
- 当局による立入検査は、企業の輸出管理体制の構築、適切な運用の定着を促す機会として有効に機能。

法令遵守立入検査回数	社数	指摘有無	社数
初回	27社 (20社)	有	25社 (18社)
		無	2社 (2社)
複数回	73社 (21社)	有	54社 (19社)
		無	19社 (2社)

注) 赤字は中小企業(内数)

		2022年度	2023年度
法令遵守立入検査	指摘なし	25社 (46%)	21社 (21%)
	対応依頼	28社 (52%)	66社 (66%)
	重大指摘	1社(2%)	13社(13%)
事後審査に係る立入検査		7社 (製造業 2社、専門商社 2社、貿易会社 1社、建設・サービス業等 2社)	2社 (製造業 1社、貿易会社 1社)



(注)
 ・「指摘あり」は「重大な指摘」と「対応依頼」の合算値。
 ・グラフの内円は100社中の立入検査初回企業と複数回企業の割合、外円はそれぞれ指摘有無の割合。